

次期「神戸市バリアフリー基本構想」の策定について

1. 趣旨

神戸市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法）」に基づき「第2期神戸市バリアフリー基本構想」（目標年次：令和7年度）を令和3年度に策定し、市内のバリアフリー化を推進してきた。令和7年10月には、5年間の取り組みについて検証を実施した。

この検証結果や社会的な変化等を踏まえて、学識経験者、高齢者・障がい者団体、各種市民団体、各施設設置管理者等の参画のもと、次期「神戸市バリアフリー基本構想」の策定を予定している。

2. 基本構想の概要

(1) 基本構想は、全体構想編と事業計画編の2部構成とする。

全体構想編：理念や基本方針を記載

事業計画編：具体的に取り組む事業の計画を記載

(2) 重点整備地区

三宮、垂水、岡場の3地区を選定し、生活関連施設とそれらをつなぐ生活関連経路を決定して、重点的・一体的なバリアフリー化を推進

○地区の選定の考え方

駅前再整備や生活関連施設の新築・改築などにより大きくリニューアルされる地区

(3) 心のバリアフリーの取り組みの強化

障がいの分かりにくい方への配慮、学校教育の一環としての取り組み、地域啓発など

(4) 推進に向けた全市的なバリアフリーの取り組み

幅広く当事者意見を聞く機会を設けることができるよう推進

3. スケジュール

令和7年8月 まち歩き調査・意見交換会 実施

10月 「第2期神戸市バリアフリー基本構想」検証等実施報告書 公表

11月 第1回神戸市バリアフリー推進会議（次期・基本構想案について意見交換）

12月 次期「神戸市バリアフリー基本構想」のパブリックコメント開始（1月29日まで）

令和8年2月 第2回神戸市バリアフリー推進会議（パブリックコメント結果の説明）

3月 次期「神戸市バリアフリー基本構想」 公表予定

4. 参考

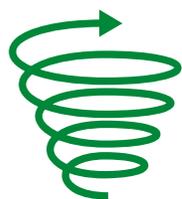
バリアフリー基本構想（案）

<神戸市ホームページ URL>

<https://www.city.kobe.lg.jp/a97737/shise/kekaku/universal/newbarrierfree/pabukome.html>

4 すすむ へ と く 推進に向けた取り組み

スパイラルアップによる基本構想の推進



バリアフリー化を取り巻く状況は日々変化しているため、社会状況や周辺状況の変化等に柔軟に対応していけるよう、必要に応じて重点整備地区や実施事業の追加や見直しを行います。
また、「計画・実施・評価・改善」の継続した取り組み(スパイラルアップ)を実践します。

基本構想の推進体制



建物や道路など、連続性のあるバリアフリー化を進めるには、関係者の連携が重要です。そのため、市民及び行政、施設管理者等の参画による「神戸市バリアフリー推進会議」を継続設置し、事業の進捗確認や、バリアフリー化に向けての情報交換・連絡調整を行います。

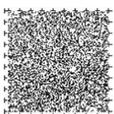
全市的なバリアフリー化への取り組み



バリアフリーのまちづくりを進めるには、法基準等に適合させるとともに、高齢者や障がい者をはじめ、さまざまな人の意見を聞く必要があります。まちづくりに関わる施設管理者等が、幅広く当事者の意見を聞く機会を設けることにより、だれもが利用しやすいまちの実現を目指します。

音声コード

音声による、情報のバリアフリー。専用機械を使って文書を音声で読み上げることができます。



神戸市バリアフリー基本構想 事業計画編

事業計画編は神戸市ホームページよりご覧ください。
<https://www.city.kobe.lg.jp>

神戸市バリアフリー基本構想 事業計画編

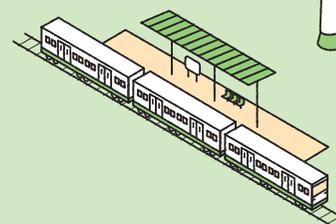
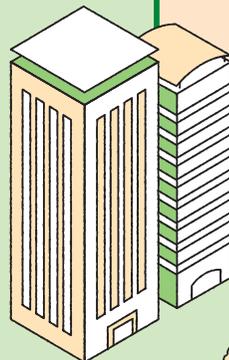
検索

案

ひとにやさしいまちづくり ひとがやさしいまちづくり

神戸市バリアフリー基本構想

全体構想編

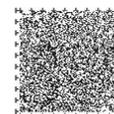
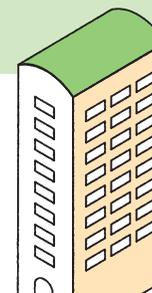


神戸市では、平成24年3月に「神戸市バリアフリー基本構想」を策定し、バリアフリー化を推進してきました。

具体的には、駅前周辺など事業計画が進む地域を重点整備地区に指定し、主要な施設や経路のバリアフリー化を面的に進めています。また、お互いに助け合いができる社会の実現を目指す「心のバリアフリー」を推進しています。

全体構想編ではバリアフリー化に関する基本的な考え方と全体像を示し、事業計画編では具体的な事業の内容、目標年度を定めています。

神戸市は、これらの取り組みを推進することで、「ひとにやさしいまちづくり、ひとがやさしいまちづくり」を推進します。



1 理念

ひとにやさしいまちづくり ひとがやさしいまちづくり



2 基本方針

● ユニバーサルデザインの推進

ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進め、すべての人が安全で快適に移動できる環境をつくります。

● 多様でわかりやすい情報の提供

高齢者や障がい者をはじめ、さまざまな利用者のニーズに合わせた多様な情報をわかりやすく提供します。また、すべての人にとってわかりやすい案内サインの設置などに取り組みます。

● 心のバリアフリーの推進

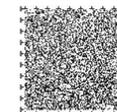
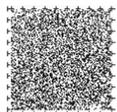
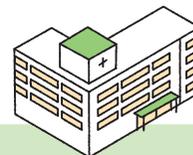
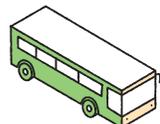
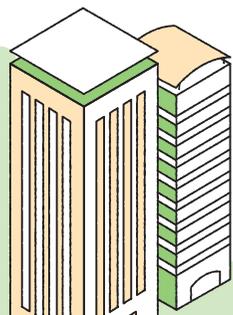
交通機関や施設において、さまざまな障がいへの配慮や心のバリアフリーへの理解を深めます。また、市民のバリアフリーに対する意識・理解の向上を図り、お互いに助け合いができる社会づくりを推進します。

● 継続的に取り組むバリアフリー

整備状況の確認・検証を行い、状況に応じて改善するなど、継続的に発展（スパイラルアップ）させていきます。

● 当事者参画の推進

利用しやすい施設にするために、施設の整備や改修の際には、神戸市バリアフリー推進会議等を通じて、当事者参画のもとバリアフリーを推進していきます。



3 事業の実施方針

1 重点整備地区のバリアフリー

重点整備地区内の生活関連施設^{※1}・生活関連経路^{※2}について、エレベーターやスロープ、視覚障害者誘導用ブロック、バリアフリートイレなどのバリアフリー整備を行います。既存施設については各事業者と協議を行い、可能な範囲でバリアフリー化を実施します。また、新設施設については兵庫県福祉のまちづくり条例の基準に基づいた整備を行うとともに、それぞれの施設計画の中で様々な方の意見を取り入れた整備を行います。個別の事業内容は「事業計画編」をご覧ください。

※1:生活関連施設とは、高齢者や障がいのある人などが日々の暮らしにおいて利用する施設

のことで、旅客施設や官公庁施設、医療・福祉施設などがあります。

※2:生活関連経路とは、生活関連施設間を結ぶバリアフリー化を図るべき経路のことで、

個別の事業内容は「事業計画編」をご覧ください。



2 心のバリアフリー

高齢者、障がい者などへの必要な配慮は、その人によってさまざまです。法令等の基準を満たした施設であっても、一部の人には利用できない場合もあります。建物や道路の整備だけでなく、市民のバリアフリーに対する意識の向上や、お互いに助け合いができる社会づくりが必要です。特に聴覚や知的・精神・発達障がいなど外見上分かりにくい人への配慮は、継続して理解を深めていく必要があります。

本市では、市職員や公共交通機関に従事する方だけでなく、学校教育の一環として小学生を対象とした心のバリアフリー教育を実施するほか、広く市民に対して啓発を行うなど、今後も心のバリアフリーを推進していきます。

